

表 2-2 伐採（主伐）の標準的な方法

施業区分	指針
共通事項	<p>伐採に関する基本的な指針は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 伐採跡地が連続することができないよう、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅以上を確保するものとする。 林地の保全及び公益的機能を考慮して、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮するものとする。 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を考慮して伐採を行うものとする。 対象とする立木は、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。 野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保存に努めるものとする。
育成単層林	<p>育成単層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 皆伐は、気象、森林生産力及び病虫獣害の発生状況等の自然条件からみて、更新が確実である森林について行うものとする。 更新の方法を天然更新として行う伐採は、伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮して行います。特に萌芽更新を行う場合は、優良な萌芽を促すため、11月から3月に伐採するものとする。 育成複層林へ誘導する伐採の方法は、択伐を基本とし、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合は、小規模な皆伐等の択伐によらない伐採も行えるものとする。 伐採の時期は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、樹種及び林齡等の多様化、長期化に考慮して決める。 林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、必要に応じて保護樹帯を設置するものとする。
育成複層林	<p>育成複層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 伐採の方法は択伐を基本とし、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合には、小規模な皆伐等の択伐によらない方法も行えるものとする。 伐採後に人工造林を行う択伐の場合は、伐採率は40%（材積率）を上限とする。 伐採後に天然更新を行う択伐の場合は、母樹の保存、種子の結実や飛散状況等を考慮して伐採率を決めるものとし、伐採率は30%（材積）を上限とする。隣接して広葉樹林が残存している森林等は、側方天然下種更新により広葉樹を導入することも考慮するものとする。
天然生林	主伐にあたっては、育成単層林施業及び育成複層林施業に準ずる。

表 2-3 施業区分の考え方

施業区分	考え方
育成単層林	森林の一定のまとまりを一度に伐採した後、人為 ^{*1} により成立した、单一の樹冠層で構成された森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキからなる森林。
育成複層林	森林を択伐 ^{*2} 等により部分的に伐採した後、人為 ^{*1} により成立した、複数の樹冠層 ^{*3} で構成された森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。
天然生林	主として天然力を活用する ^{*4} ことにより成立した森林。例えば天然更新による、シイ・カシ・シラビソ等からなる森林

* 1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし、刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

* 2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。間伐との違いは、伐採後に再造林が伴うこと。

* 3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

* 4 「主として天然力を活用する」とは、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするもの。